別表 (第5条関係)

相談対象となる中小企業者等

区 分	対 象
中小企業者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で以下に該
	当しないもの
	(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
	(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
	(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めて
	いる
	※(1)(2)(3)における「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小
	企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。
	アー中小企業投資育成株式会社
	イ 投資事業有限責任組合
組合等	(1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定す
	る中小企業団体
	(2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する法人
	(3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又
	は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法(昭和38年法律第154
	号) 第2条に規定する中小企業者であるもの
	(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する
	一般社団法人及び一般財団法人
	(5) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人
	(6) 任意グループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の
	利益となる事業を行うもの)